

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.591
令和8年3月15日発行



おもな内容

リスク評価書の作成及び「疑わしい取引の届出」における判断基準の明確化について……………	2
12月新設住宅着工……………	3
住宅瑕疵担保履行法による届出手続きについて……………	4
令和8年度「宅建取引士法定講習」のお知らせ……………	5
令和8年度「弁護士相談」開催日程のお知らせ……………	5
Learn through Legal thinking 顧問弁護士 浦田益之……………	6
不動産取引判例集……………	7
協会の動き・支部だより・会員の異動……………	9



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

リスク評価書の作成及び「疑わしい取引の届出」における判断基準の明確化について

マネロン等対策に係る宅建業者における「リスク評価書」の作成については、これまでも「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策におけるガイドライン（令和4年10月31日）において、リスク評価の結果を文書化した「リスク評価書」の作成を要請しており、令和7年6月27日発出の国土交通省事務連絡において、「未着手の事業者においては、令和8年度末までにその対応を完了させること。」としているところです。政府においても、令和8年1月23日に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を決定し、「速やかに実施する施策」として、「令和8年度中には、マニュアルを踏まえて全ての宅建業者が「リスク評価書」の作成を完了することを目指す。」ことが盛り込まれています。

また、宅建業者による「疑わしい取引の届出」にあたって、疑わしい取引の届出を実施するか否か判断に迷った際、届出しないといった状況が見受けられます。

つきましては、国土交通省において以下の対応策を講じることとされましたのでお知らせします。

詳細につきましては、全宅連ホームページ (<https://www.zentak.or.jp/news/13759/>) をご覧ください。

1. リスク評価書の作成

「リスク評価書」の作成により宅建業者におけるマネロン等リスクへの意識向上を図り、「疑わしい取引の届出」の件数を向上させていく必要があります。このため、別添『リスク評価書作成要領』を作成したので「リスク評価書」作成の参考としていただき、未着手の事業者については、令和8年度中の「リスク評価書」作成の完了をお願い致します。

2. 「疑わしい取引の届出」における判断基準の明確化

「疑わしい取引の届出」を実施するか否か判断に迷った際、以下【今後の届出における判断基準】に記載のとおり、判断基準を明確化するので、本判断基準に基づき確実な届出の実施をお願い致します。

【今後の届出における判断基準】

- ・「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」（犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック〈第2分冊〉」に掲載）に一つでも該当すれば届出を行う。
- ・「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」（犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック〈第2分冊〉」に掲載）に該当するかどうか明確でなく、判断に迷う場合は届出を行う。

※ 「疑わしい取引の届出」を行った場合に、契約を締結しても犯収法違反とはならず、契約締結自体が否定されるものではありません。

なお、これに伴い、「リスク評価書」の作成にあたっては、「リスク評価書」中、「3. 取引リスクに応じた当社の対応方針」の実施項目として、【今後の届出における判断基準】を対応方針として掲げていただくとともに、今後、本判断基準に基づく「疑わしい取引の届出」の確実な実施をお願い致します。

12月新設住宅着工

国土交通省がまとめた12月の新設住宅着工戸数は、分譲住宅が前年同月比1.9%増の1万8,522戸と先月の減少から再び増加となったものの、持ち家が同1.8%減の1万7,496戸と9カ月連続の減少、貸家でも同3.4%減の2万5,518戸と2カ月連続の減少となったため、12月の新設住宅着工戸数全体では、同1.3%減の6万2,118戸と2カ月連続の減少となり、着工床面積でも、同0.3%減の488万㎡と2カ月連続の減少となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同7.3%増の77万1千戸となり、先月の減少から再び増加となりました。

持ち家では、公的資金分が同13.3%増の1,611戸と先月の減少から再び増加となったものの、民間資金分が同3.1%減の1万5,885戸と9カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

貸家では、公的資金分が同9.7%増の2,404戸と7カ月連続の増加となったものの、民間資金分が同4.6%減の2万3,114戸と2カ月連続の減少となったため、全体でも減少となりました。

分譲住宅では、マンションが同2.5%増の7,735戸と先月の減少から再び増加、戸建て住宅でも同1.2%増の1万638戸と3カ月連続の増加となったため、全体でも増加となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、分譲住宅が同69.1%増の137戸と3カ月ぶりの増加となったものの、持ち家が同10.6%減の328戸と8カ月連続の減少、貸家でも同20.6%減の170戸と2カ月ぶりの減少となったため、岐阜県全体では、同1.8%減の650戸と2カ月ぶりの減少となりました。

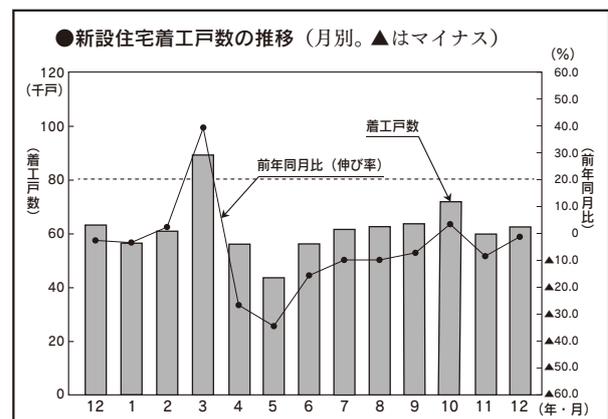
三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同3.9%増の3,992戸、貸家が同3.0%増の9,932戸、分譲住宅でも同1.8%増の7,879戸と全利用関係別で増加となったため、首都圏全体では同3.3%増の2万2,050戸となりました。

中部圏では、持ち家が同6.4%増の2,742戸と増加となったものの、貸家が同0.8%減の2,170戸、分譲住宅でも同5.2%減の2,037戸と減少となったため、中部圏全体では同0.4%減の7,017戸となりました。

近畿圏では、持ち家が同2.8%増の2,434戸、貸家が同3.9%増の5,405戸、分譲住宅でも同19.8%増の4,468戸と全利用関係別で増加となったため、近畿圏全体では同8.7%増の1万2,333戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同5.5%減の2,043戸、貸家が同3.4%減の4,618戸、分譲住宅でも同32.7%減の405戸と減少となったため、全体では、同6.1%減の7,137戸と2カ月ぶりの減少となりました。

2×4では、持ち家が同6.7%増の2,654戸、貸家が同1.4%増の4,073戸、分譲住宅でも同1.1%減の626戸と増加となったため、全体では、同2.8%増の7,356戸と3カ月ぶりの増加となりました。



住宅瑕疵担保履行法による届出手続きについて

新築住宅の引渡しを行う建設業者・宅建業者は、住宅瑕疵担保履行法に基づき、保険加入や供託（資力確保措置）の義務に加え、買主への説明や年1回の基準日（3月31日）ごとに、保険や供託の状況について、基準日から3週間以内に許可・免許行政庁への届出が必要です。

今回、届出基準日が到来しますので、届出が必要となる事業者の方は、4月1日から4月21日（行政機関の休日にあたるときはその翌開庁日）までに必ず届出を行って頂きますようよろしくお願いします。

なお、今回の基準日前1年間に引き渡しの実績がない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件」である旨の届出を行う必要がありますのでご注意ください。

○ 住宅瑕疵担保履行法に係る届出書類について

(1) 届出様式の種類について

① 届出書

住宅建設（販売）瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設（販売）瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書（規則別記第一号様式（建設業）・第七号様式（宅建業））

② 引渡し物件一覧表

住宅建設（販売）瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設（販売）瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表（規則別記第一号の二様式（建設業）・第七号の二様式（宅建業））

③ 添付書類

- ・住宅建設（販売）瑕疵担保責任保険契約を証する書面（保険の場合）
- ・住宅建設（販売）瑕疵担保保証金に係る供託書の写し（供託の場合）

※保険の場合、②・③については保険法人より交付される書類を利用することができます。

(2) 届出書類の様式について

上記①②の様式は国土交通省ホームページ「住まいのあんしん総合支援サイト」にてダウンロード出来ます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

※ 基準日前1年間の新築住宅の引渡し実績が0戸であっても届出は必要です。この場合、住宅瑕疵担保保険法人から交付される「保険契約締結証明書」の添付は不要です。

届出を行わない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新たな新築住宅の売買・請負契約の締結が禁止され、監督処分や罰則が適用されることとなります。

【問い合わせ先】

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ◎ 大臣許可建設業者中部地方整備局建政部建設産業課（建設業） | 052-953-8572 |
| ◎ 大臣免許宅建業者中部地方整備局建政部建設産業課（不動産業） | 052-687-8523 |
| ◎ 岐阜県知事許可建設業者岐阜県県土整備部技術検査課 | 058-272-8504 |
| ◎ 岐阜県知事免許宅建業者岐阜県都市建築部建築指導課 | 058-272-8680 |

[information] インフォメーション

令和8年度「宅建取引士法定講習」のお知らせ

令和8年度本会が実施する宅地建物取引士法定講習の実施日程をお知らせします。

法定講習は宅建試験合格後1年を経過している方、取引士証の有効期限の更新を希望される方(有効期限の満了する前6ヶ月以内に行われるものを受講)の取引士証の交付を目的に行われます。

対象者の方には、予め開催通知をご送付しますので、有効期限が失効することのないようご注意ください。

なお、法定講習は、「座学講習」、「Web講習」の選択制により受講ができます。実施方法の詳細や受講日の変更については、協会事務局(TEL 058-275-1551)までご連絡ください。また、令和8年度より座学講習は、会場での講師による講義方式からDVDにより講義映像を視聴頂く方式へと変更させていただきます。

※ 本会からの案内に先立ち、本会とは別団体が実施する講習の案内が届く場合がございますが、受講申込みの際には必ず実施団体(宅建協会)を確認して間違いのないようにお申込みください。

【座学講習日程】

講習日	対象者の有効期限	講習会場
令和8年4月17日(金)	令和8年7月17日～令和8年9月18日	OKBふれあい会館
令和8年6月17日(水)	令和8年9月20日～令和8年12月12日	OKBふれあい会館
令和8年8月27日(木)	令和8年12月14日～令和9年2月21日	OKBふれあい会館
令和8年11月5日(木)	令和9年2月22日～令和9年3月27日	OKBふれあい会館
令和8年12月11日(金)	令和9年3月29日～令和9年4月24日	OKBふれあい会館
令和9年2月5日(金)	令和9年4月25日～令和9年6月13日	OKBふれあい会館
令和9年3月5日(金)	令和9年6月18日～令和9年8月25日	OKBふれあい会館

令和8年度「弁護士相談」開催日程のお知らせ

本会では、毎月第3木曜日に本部相談所において弁護士による「弁護士相談」を実施しています。

相談対象者は、会員、消費者を問いませんので、相談を希望される方は、協会事務局(TEL 058-275-1551)までお申込みください。

※ 予約制で行いますので、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

※ 面接による相談のみとなり、電話での相談には応じることができません。

1. 相談場所 本部無料相談所(岐阜県不動産会館)
2. 実施日 毎月第3木曜日(都合により日程等を変更することがあります。)
3. 相談時間 13:30から16:00(一相談者につき30分(5名)程度)

○ 令和8年度開催日程

実施日	実施日	実施日	実施日
4月16日(木)	5月21日(木)	6月18日(木)	7月16日(木)
8月20日(木)	9月17日(木)	10月15日(木)	11月19日(木)
12月17日(木)	1月21日(木)	2月18日(木)	3月18日(木)

最終回 Learn through Legal thinking

善良な管理者の注意



顧問弁護士 浦田 益之

- ① このコーナーでは、「善管注意義務」をテーマにして、34回にわたって問い掛けをしてきた。民法644条には、「受任者は、委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」との規定を設けている。
- 委任の本旨は、イコール債務の本旨になるが、受任者はこれに従って委任事務を処理する義務を負っているところ、その際には、善良な管理者の注意をもって処理に当たらなければならない。
- ② では、善管注意義務とは何かになるが、委任の本旨と離れて存在する訳ではないから、その判断基準は取り扱う委任契約の内容とか、目的とか、性質とかなどが重要な要素を占める。何しろ、委任契約は原則無償とされているが、信頼関係を基礎にして成り立っていることによる。それがため、無償とはいえ、善良な管理者の注意という高度な義務が要求される。
- ましてや、宅建業者は、商人であり、有償にて受任義務の処理を行っており、宅地・建物といった重要な事項に関わることから、その道の専門家として、さらに高度な善管注意義務が課せられる。
- ③ 法令、行政指導、取引ガイドライン、業界の処理慣行等は、当然のこと、これに精通し守らなければならないが、善管注意義務はそれらによって判断できない事態に立ち至ったとき、受任者が裁量を生かして、どう行動すべきかが問われる。
- そして、紛争の多くはこうした分野において、善管注意義務違反の形で起きてくる。
- ④ 善管注意義務は、その内容に違いこそあれ、他に弁護士、医師、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、建築士などのサムライ業においてついて常に回る問題でもある。
- それだけではない。
- 会社経営なら取締役がその対象とされるし、投資顧問業者、コンサルティング業者、旅行業者、警備業者、人材紹介業者等もそうだし、また、保育園・介護施設・旅館の運営や、マンションの管理、システムの運用も、さらには、後見人、破産管財人についても、現に善管注意義務違反の責任を巡って訴訟が起きたりしている。
- ⑤ 「善良な管理者の注意義務」の当否は、当該行為が適法か違法かの判断基準とされる。契約なり法令に個別の規定でもあれば、さして善管注意義務の違反は起きない。
- 個別、具体的な行為基準となるべきものがないときでも、民法644条は、善良なる管理者の注意義務を尽くせとっている訳だ。
- 仲介もまた、この委任規定の適用を受ける。
- どこまで広くかつ深く注意を働かせるかによって、仲介業としての資質、能力、法的素養等が関わってくるといえる。
- ⑥ 善管注意義務の重要性について、改めて関心を持ってもらえたら、本コーナーの目的を達したことになる。
- 研鑽を積み、レベルアップを図られんことを祈るや切である。



買主がコーキング不良により雨漏りが発生したとして、売主に対し瑕疵担保請求をした事案において、雨漏りはコーキングの経年劣化によるもので瑕疵には該当しないとして、その請求が棄却された事例

(東京地裁 令和3年11月25日判決)

【事案の概要】

平成29年7月、買主X(原告・個人)は、売主Y(被告・宅建業者)より、築約28年の共同住宅(本件土地・建物)を代金5,450万円で売買し引渡を受けた。

【売買契約の概要】

- ・隠れた瑕疵に関する瑕疵担保請求は、引渡後2年を経過したときはできないものとする。ただし、補修の請求に限り、引渡後3年間できるものとする。
- ・瑕疵担保責任の留意事項：築年数相応の自然損耗、経年劣化、耐用年数切れが原因で起きた雨漏り、水漏れ又は不具合等は、瑕疵担保責任の対象ではない。

本件引渡から約2年1ヶ月経過した令和元年8月、本件建物3階居室の天井付近に漏水が発生した。

同月、XはYに、本件建物の漏水状況報告書、漏水状況の写真及び見積書を送付して、検討を依頼したが、Yはこの件に関して回答をしなかった。

同年10月、XはYに対し、「本件建物は本件売買契約締結時において雨漏りが発生していた。また、本件売買契約締結時に雨漏りが存在しなかったとしても、本件売買契約から約2年1ヶ月しか経過していないにもかかわらず、雨水の侵入を招くようなシーリングやコーキングの状態は、通常の品質を契約時において有していなかったというべきであり瑕疵にあたる」として、Xがその修補等に要した費用102万円余等の損害賠償を求める本件訴訟を提起した。

これに対してYは、「本件売買契約締結時において本件建物に雨漏りが存在していたことの立証がされていない。また、本件漏水の原因はコーキングの劣化によるひび割れであり、築年相当の経年劣化に他ならず瑕疵には該当しない」と反論した。

【判決の要旨】

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を全て棄却した。

(瑕疵の有無について)

令和元年8月、台風が接近したことに伴う降雨により、本件建物の北東側から本件漏水が生じたこと、本件漏水時点で本件建物3階部分の北東側の外壁のシーリングないしコーキングに多数のひび割れが生じていたことが認められる。しかし、ひび割れが本件売買契約の締結された時点で生じていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

Xは、ひび割れが本件売買契約の締結当時に存在しなかったとしても、本件売買契約の締結から約2年1ヶ月しか経過していない時点で本件漏水を招くようなシーリングないしコーキングの状態は、本件売買契約の締結時点で通常の品質を有しておらず、当該時点で瑕疵があったというべきである旨主張する。

しかし、本件売買契約の締結時点で築28年弱の中古建物であったこと、本件売買契約の締結に当たっては、本件建物が中古物件であり、躯体及び工作物並びに諸設備等について築年相応の事前

損耗、経年変化が認められることを踏まえた現況有姿売買であることを前提として、Xにおいて引渡時に正常に稼働していることを確認し、引渡後に自然損耗、経年変化による劣化、腐食等を原因として設備の故障等があったとしても、それらは隠れた瑕疵に該当するものではない旨合意していること、外壁用のシーリング材の耐用年数は一般に5年から10年程度であることが認められる。

このように、本件建物が中古建物であることを前提に、本件売買契約において、経年劣化は瑕疵担保責任の対象外とする合意をし、本件建物の引渡時に正常に稼働していることを確認している一方、その後に顕在化したシーリングないしコーキングのひび割れの発生は、一般的なシーリング材の耐用年数を考慮すると、経年劣化によるものといわざるを得ないことに照らすと、このひび割れは本件売買契約において修補の対象とされる瑕疵に当たるとはできない。

以上によれば、本件建物に本件売買契約締結当時、瑕疵があったと認めることはできず、これを前提とするXの主張は、その前提を欠き、理由がない。

【まとめ】

本件は、買主がコーキング不良により雨漏りが発生したと主張したが、裁判所は経年劣化によるもので瑕疵にあたらぬとして棄却した事案である。

瑕疵(契約不適合)は、引き渡された目的物が、種類・品質等に関して、契約の内容に適合していないことをいうものであり、中古住宅の売買における契約の内容は、取引後、経年劣化により不具合等が発生する可能性のある築後相当年数を経過した建物の売買であることから、取引後の経年劣化による不具合発生は契約内容に適合するものであって、瑕疵(契約不適合)には該当しない。

しかし、中古住宅の引渡し後に生じた経年劣化による不具合等について、買主が瑕疵(契約不適合)により担保請求ができると勘違いをするケースがよく見られることから、トラブル防止の観点から、宅建業者においては、引渡し後、経年劣化により雨漏り等の不具合が発生する可能性があること、その補修等のメンテナンスは買主が行う必要がある(費用が発生する)ことを、売買に際して買主によく説明し、理解させておくことが重要となるように思われる。

買主の瑕疵の主張が経年劣化等と判断され損害賠償等を棄却された裁判例として、売買ビルの各不具合が通常生じうる経年劣化と判断された事例(東京地判 平28・7・14)、収益物件の不具合が経年劣化と判断された事例(東京地判 令元・8・29)等があり、併せて参考にさせていただきたい。

(一財)不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

年度末(3月)の退会について

令和8年度の会費請求は、令和8年4月1日現在の所属会員に対して行われますので、令和7年度内の退会を希望される場合は、3月31日(火)までに所属支部へ所定の用紙による届出を怠らないようご注意ください。

「宅建ぎふ」発刊の変更について

広報誌「宅建ぎふ」をご愛読いただき、有難うございます。本誌は令和8年度より、年4回(4・7・10・1月)の発行に変更させていただきます。より一層の誌面の充実に向けて参りますので、引き続きのご活用をお願いいたします。

協 会 の 動 き

- 2月2日
 ・(公社)中部圏不動産流通機構第2回企画事業委員会
 名古屋市：瀬上常務理事出席
- 2月4日
 ・PCB処理推進委員会
 岐阜市：川口職員出席
- 2月6日
 ・第3回総務・財務合同委員会
- 2月9日
 ・全宅連中部地区・近畿地区連絡会役員合同会議
 伊勢市：山本会長出席
- 2月11日
 ・ハトマークセミナー
 OKBふれあい会館
- 2月12日
 ・岐阜県国土利用審議会
- 岐阜市：田中常務理事出席
 ・第4回常任理事会・幹事会
 ・岐阜県不動産鑑定士協会との懇談会
- 2月15日
 ・宅建ぎふVol.590発行
- 2月18日
 ・岐阜県都市計画有識者会議
 岐阜市：土屋常務理事出席
- 2月19日
 ・開業支援セミナー
 OKBふれあい会館
 ・弁護士相談
- 2月25日
 ・東海公取協正副会長会
 名古屋市：山本会長出席
 ・第3回県下統一研修会（飛驒地域）
- 2月26日
 ・第7回法定講習会

支 部 だ よ り

岐阜中支部

- 2月3日
 巡回相談(岐阜市役所)
- 2月6日
 第3回幹事(監査)会
- 2月10日
 巡回相談(岐阜市役所)
- 2月20日
 選挙管理委員会

岐阜南支部

- 2月3日
 総務委員会
- 2月4日

巡回相談(各務原市役所)

- 2月10日
 第4回幹事会
- 2月13日
 第2回役員選考委員会
- 2月17日
 巡回相談(岐阜市役所)
- 2月18日
 巡回相談(羽島市役所)

岐阜北支部

- 2月2日
 第2回正副支部長会議
- 2月5日

第6回幹事会

- 2月13日
 第4回移動相談会(岐阜市西部コミュニティセンター、山県市役所、ココロかさなるCCNセンター、本巣市役所)
- 2月24日
 巡回相談(岐阜市役所)

西濃支部

- 2月4日
 巡回相談(養老町中央公民館)

2月17日 IT研修会	館)	巡回相談(土岐・瑞浪・恵那・ 中津川市役所)
2月19日 養老町空家相談会(室原自 治会館)	2月17日 巡回相談(美濃加茂市生涯 学習センター)	2月17日 第5回役員(幹事)会
2月27日 巡回相談(垂井町役場)	2月20日 IT研修会	2月26日 第1回選挙管理委員会
中濃支部	東濃支部	飛騨支部
2月3日 第5回幹事会	2月3日 支部研修会	2月4日 三役会
2月10日 巡回相談(関市総合福祉会	2月6日 巡回相談(多治見市役所)	2月6日 第4回役員会
	2月13日	



入 会 者 (会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。)

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

【岐阜中支部】

(1) 5407 8. 1.20	仲 谷 住 宅 ㈱	仲 谷 隆 博		058-251-7877 058-253-2035	岐阜市鍵屋西町2-36	500- 8314
---------------------	-----------	---------	--	------------------------------	-------------	--------------

【中濃支部】

(3) 4840 7. 4.22	ス ロ ー デ ザ イン 郡上八幡支店	出 口 徳 男 (山 下 竜 生)		0575-67-9889	郡上市八幡町五町1-1-1	501- 4234
(1) 5408 8. 1.23	㈱ G o - t o	後 藤 勝 志		0574-43-3424 050-3145-2417	加茂郡八百津町和知230 -1	505- 0305

退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事 務 所 所 在 地	備 考	頁
岐阜南	㈱ 濃 美 不 動 産	平下 明文	各務原市蘇原青雲町3-62	廃 業	24
西 濃	㈱ ワ ー ク ス	野村 美代子	大垣市墨俣町墨俣542-1	廃 業	39
西 濃	ハ ッ ピ ー エ ス テ ー ト	藤井 洸	不破郡垂井町1356-1	廃 業	42
中 濃	宮 部 建 設 ㈱	宮部 英門	関市下有知1546-2	廃 業	49
飛 騨	I & I 企 画 不 動 産 部	今井 一郎	下呂市野尻1882-1	廃 業	75

変更事項（2月）

支部	商号	変更事項	変更内容		頁
			旧	新	
岐阜中	鳳建設(株)	代表者	森幹治	森亨介	9
岐阜南	三承工業(株)	政令使用人		河村政勝	17
西濃	日光不動産	F A X	0584-78-2969	0584-78-2967	38
西濃	(株)ワークス	代表者	野村照司	野村美代子	39
東濃	名岐プロジェクト(有)	代表者	中川広	中川剛	68

※ 頁の欄は、「令和6・7年度会員名簿」の掲載ページです。

「訃報」

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りします。

支部	商号	代表者	逝去者	続柄	逝去年月日
中濃	宮部建設(株)	宮部 英門	宮部 チエコ	母	令和8年1月22日
岐阜南	タグチホーム(株)	田口 元美	田口 清美	父	令和8年2月14日
岐阜南	(有)小林不動産	小林 徹	小林 エミ子	母	令和8年2月16日
岐阜北	寿住建(株)	松藤 浩充	松藤 有美	妻	令和8年2月19日
岐阜北	(株) 鵜飼	鵜飼 幸子	鵜飼 幸子	本人	令和8年2月28日

[不動産キャリア]サポート研修制度 取引実務の基礎を網羅



イメージキャラクター
佐藤まり江さん

めざせ! 不動産 キャリアパーソン®

頑張るあなたを
応援します!

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!
従業者教育のツールとしても最適!
宅建アソシエイトや宅建士への
ステップアップをめざすあなたにも!

資格登録証

不動産キャリアパーソン®とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
- ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。

受講料 8,800円(税込)

不動産キャリアパーソン で 検索

公益社団法人
全国宅地建物取引業協会連合会



テキスト+Webでいつでも学習



「ハトマーク」は、全宅連系ハトマークグループのシンボルマークです。
「ハトマーク」の2羽のハトは、「会員とお客さま」、赤色は「太陽」、緑色は「大地」、白色は「取引の公正」を表しています。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館
電話番号 058-275-1551
実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00
弁護士相談 事前に電話でご予約ください。
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉北山町3-3	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和8年2月28日現在
所属会員 1,130名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）
会長・本部長 山本 武久
（編集責任者）
情報提供委員長 瀬上 直樹